## 議第212号から議第216号まで

指定管理者の指定について (保健福祉局関係)

指定管理者を次のように指定する。

平成25年11月26日提出

京都市長門川大作

議案番号	公の施設の名称	指定管理者	指定期間
212	京都市北白川児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六 道町12番地 社会福祉法人健光園	平成26年4月1 日から平成31年 3月31日まで
213	京都市葵児童館及び京都市ひとり親家庭支援センター	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	平成26年4月1 日から平成32年 3月31日まで
214	京都市七条第三児童館	京都市中京区柳馬場通御池下る 柳八幡町65番地 公益社団法人京都市児童館 学童連盟	平成26年4月1 日から平成31年 3月31日まで
215	京都市桂徳児童館	京都市西京区樫原角田町1番地 の42 社会福祉法人積慶園	同 上
216	京都市崇仁老人デ イサービスセンタ 一及び京都市下京 東部地域包括支援 センター	京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423番地 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	平成26年4月1 日から平成32年 3月31日まで

## 2 (議第212号~議第216号)

提案理由	
京都市北白川児童館ほか6施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定	
する必要があるので提案する。	